

特別教室の開放に関する要綱

制 定 昭和 55 年 8 月 11 日

最近改正 平成 20 年 2 月 20 日 教生第 1231 号（教育長決裁）

改 正 平成 22 年 4 月 1 日 教生第 1595 号（教育長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、学校開放事業の一環として実施する特別教室開放事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 この事業は、学校教育活動に支障のない範囲で、地域の身近な文化活動・社会教育活動の場として市立学校の特別教室を開放し、地域住民の文化活動の振興を図るとともに、地域と学校との連携により青少年の健全育成と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（開放校の指定）

第 3 条 特別教室を開放する学校（以下「開放校」という。）は、地域の実情、学校施設の状況及び学校長の意見等を考慮し、教育長が指定する。

（開放校の種別及び開放施設）

第 4 条 開放校は、市民図書室開放校と音楽室等特別教室開放校とに分類する。

2 市民図書室開放校は、原則として市立学校の余裕教室等に市民図書室を設置し開放する。

3 音楽室等特別教室開放校は、原則として市立学校の音楽室、美術室、調理室、被服室、金工室、木工室、理科室及び付帯設備（以下「音楽室等特別教室」という。）を開放する。

（管理及び運営）

第 5 条 特別教室の使用にあたっては、開放校ごとに、別に定めるところにより文化・スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）を設置しなければならない。

2 特別教室開放に伴う管理及び運営は、クラブが行う。

（開放日及び開放時間）

第 6 条 開放日は、学校教育活動、施設管理上において支障のない範囲とする。市民図書室開放校においては日曜日及びその他 1 日の週 2 日、音楽室等特別教室開放校においては日曜日及びその他 2 日の週 3 日開放することを原則とする。

2 開放時間帯は、学校と調整のうえ定めるものとする。

（使用形態）

第 7 条 市民図書室の開放は、クラブが購入する図書を市民の閲覧及び貸し出しに供する。

2 音楽室等特別教室にある設備・器材のうち、学校が指定するものは市民の使用に供

することができる。

3 市民図書室の使用は個人使用を原則とし、音楽室等特別教室の使用は団体使用を原則とする。

(使用対象)

第8条 使用対象は、開放校の学区内又は近隣地区に居住、勤務する者（団体）で、使用登録の手続きを行い、クラブが認めたものとする。

(使用登録)

第9条 前条に関する登録は、クラブの事務局において行う。

(使用種目)

第10条 使用種目については、クラブが認めたものとする。

(使用の禁止)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を禁止する。

- (1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者の支持または反対のための使用、その他政治活動のための使用と認められるとき。
- (2) 特定の宗教の支持または反対のための使用、その他宗教的活動のための使用と認められるとき。
- (3) 営利を目的とした使用と認められるとき。
- (4) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (5) その他施設の管理上支障があると認められるとき。

(経費)

第12条 クラブの経費は、委託料、補助金、会費及びその他の収入をもって充てる。

(事故の責任)

第13条 施設使用によって生じた事故については、使用者の責任において負い、設置者の責任に帰する場合のみ設置者が負う。

(使用者の賠償責任)

第14条 使用者が開放中の施設、設備を故意又は重大な過失によって破損、滅失した場合は、これらを原状に復し、その賠償の責任を負わなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関する必要事項は別に定める。

付 則

この要綱は、昭和55年8月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
(特別教室使用促進事業に関する要綱の廃止)
- 2 特別教室使用促進事業に関する要綱（平成 4 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 23 年 3 月 31 日までの、文化・スポーツクラブへの移行期間中、移行前の組織については、各条中の「文化・スポーツクラブ」を「学校開放運営委員会」に、「クラブ」を「委員会」に読み替える。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。